

障害者雇用の現状と障害者雇用施策

山形労働局 職業安定部職業対策課

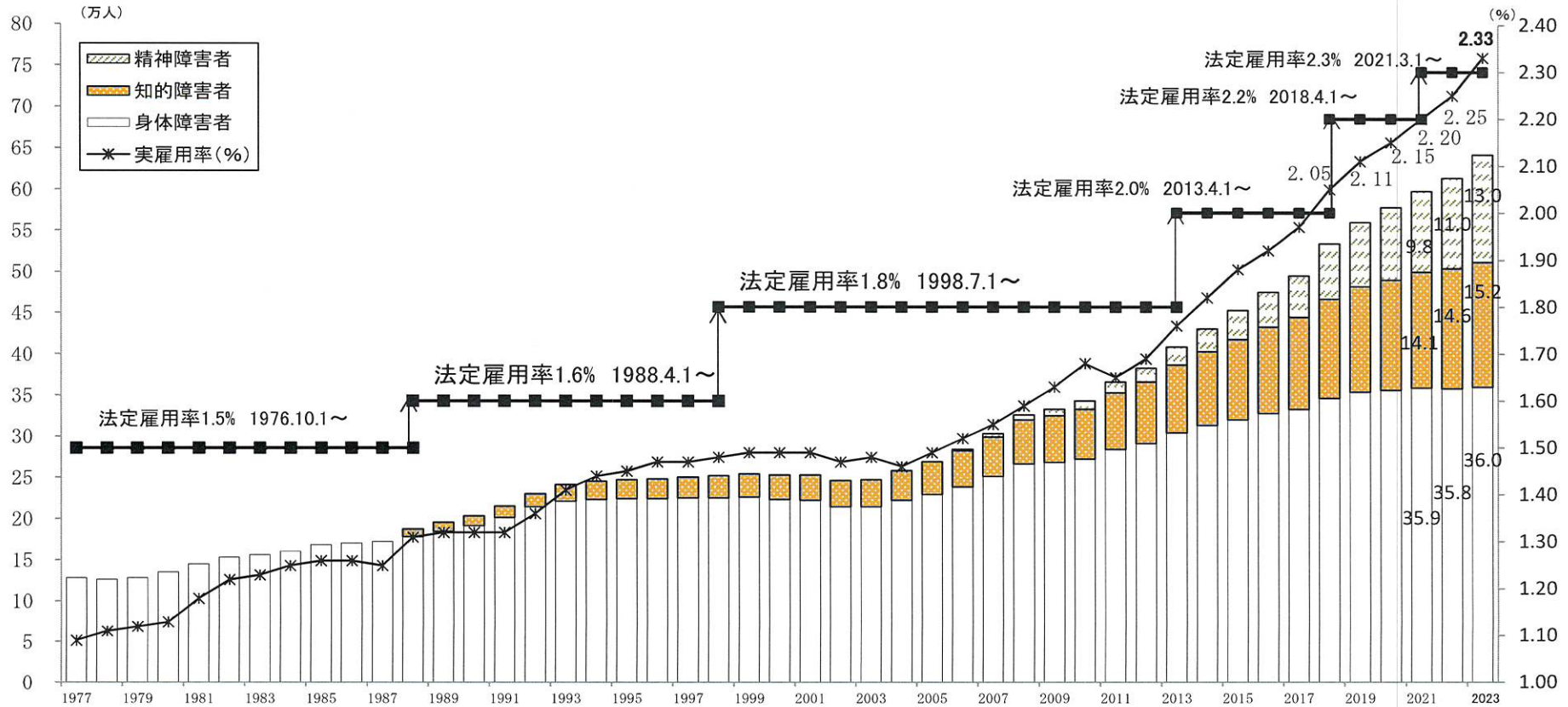


山形労働局イメージキャラクター「ヤッピー」

障害者雇用の状況

(2023年6月1日現在)

- 民間企業の雇用状況
雇用者数 64.2万人 (身体障害者36.0万人、知的障害者15.2万人、精神障害者13.0万人)
実雇用率 2.33% 法定雇用率達成企業割合 50.1%
- **雇用者数は20年連続で過去最高を更新。実雇用率が報告時点の法定雇用率を上回ったのは初めて。**
 障害者雇用は着実に進展。



出典: 障害者雇用状況の集計結果

I 障害者雇用の現状について

1 ハローワークにおける障害者の職業紹介状況 【全国】

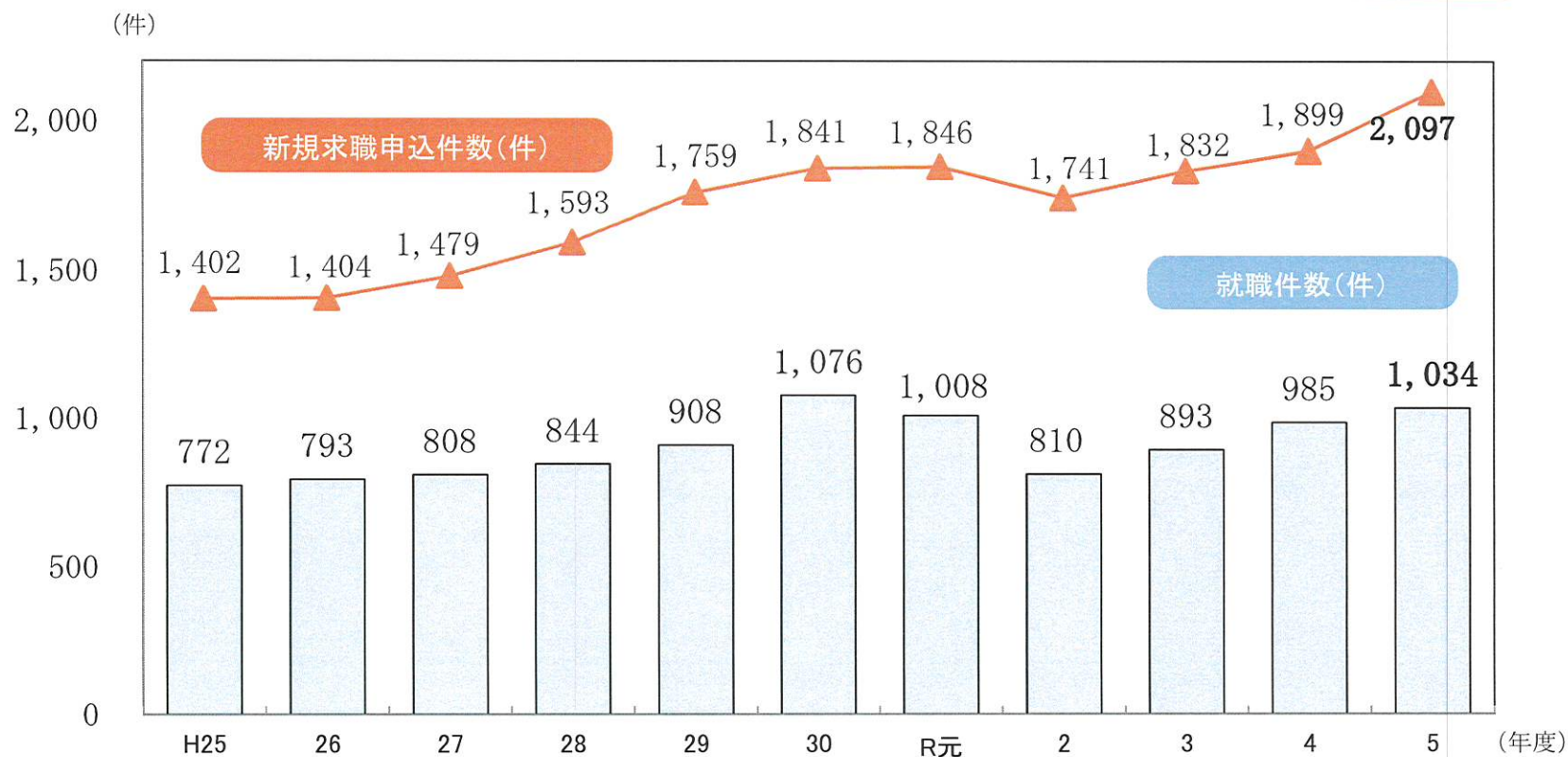
○ 令和5(2023)年度のハローワークにおける障害者の新規求職申込件数は249,490件、就職件数は110,756件となり、就職件数が過去最高だった令和元年度実績(103,163件)を上回った。



I 障害者雇用の現状について

3 ハローワークにおける職業紹介状況 【山形県】

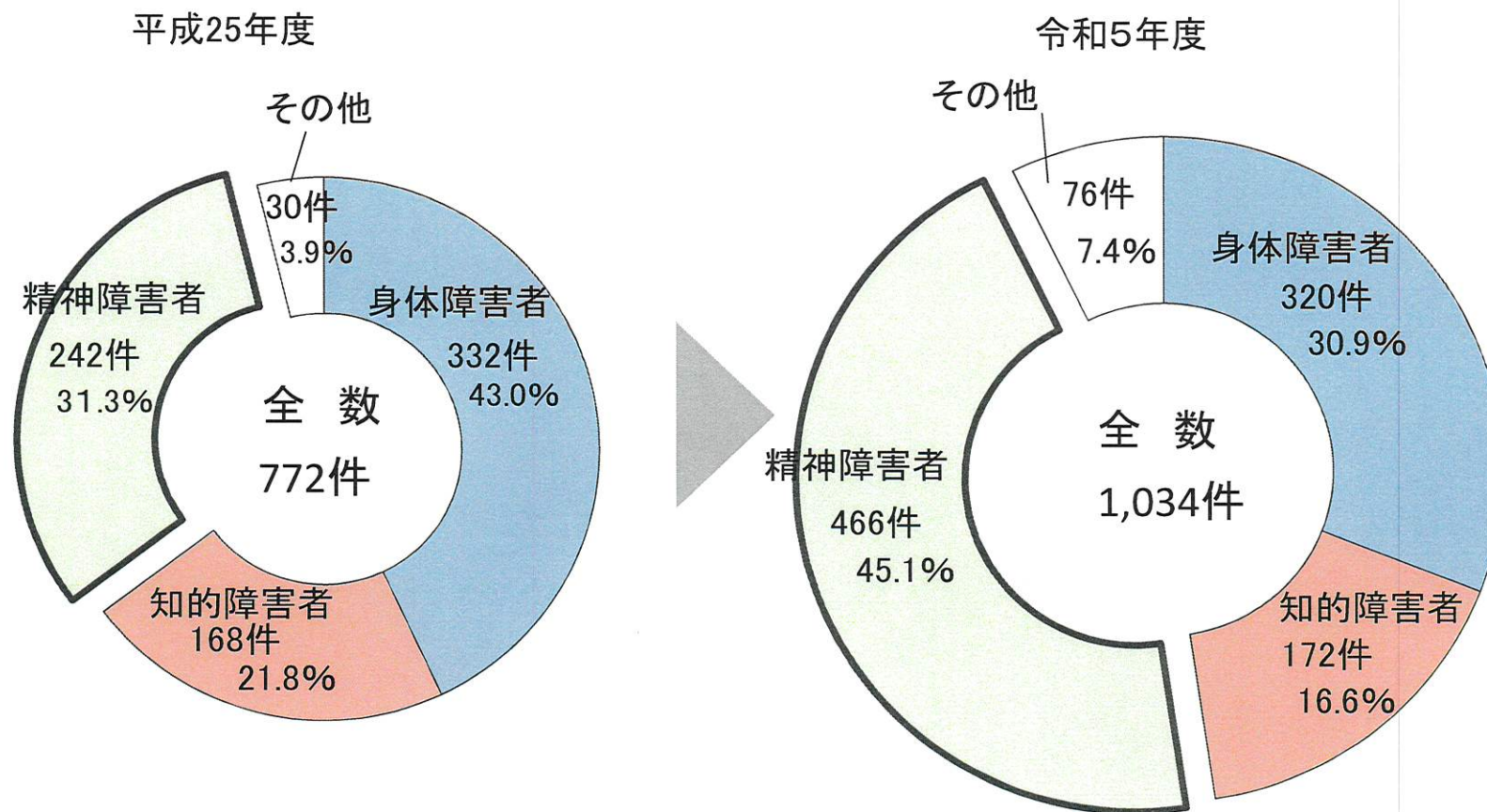
○ 令和5(2023)年度の山形労働局管内ハローワークにおける障害者の新規求職申込件数は2,097件
就職件数は1,034件で、いずれも令和4年度に引き続き対前年度比で増加となった。



I 障害者雇用の現状について

4-③ 障害種別の就職件数の推移 【山形県】

○ 就職件数について、障害種別の比率をみると、特に精神障害者、その他の障害者が大きく増加している。

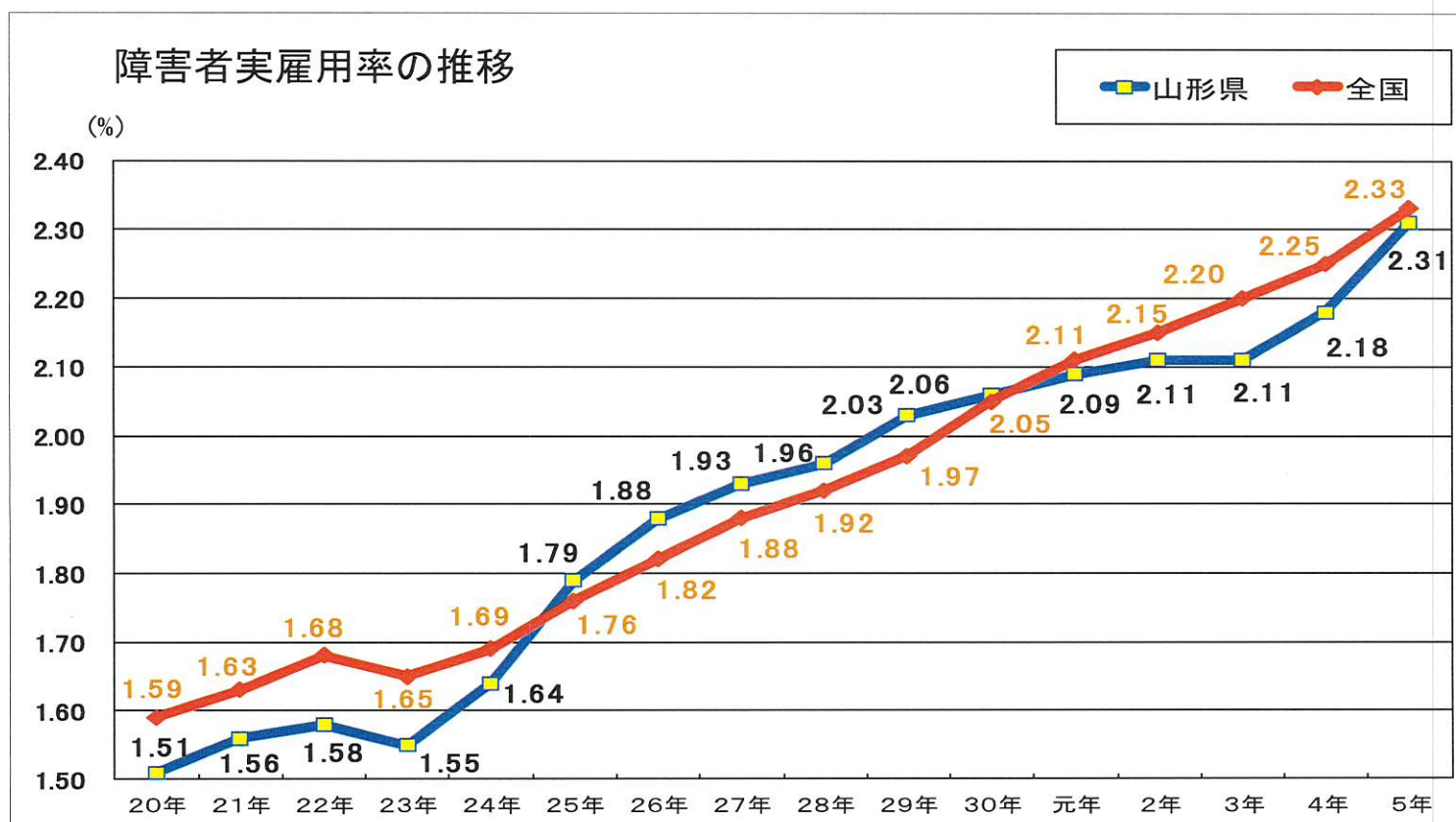


I 障害者雇用の現状について

6 民間企業における実雇用率の推移（6・1「障害者雇用状況報告」結果より）

○全国民間企業に雇用されている障害者の数は **64.2**万人（身体障害者36万人、知的障害者15.2万人、精神障害者13万人）となり、**20年連続で過去最高を更新**している。（令和5年6月1日現在）

○実雇用率は **2.33%**、法定雇用率達成企業の割合は **50.1%**で、障害者雇用は着実に進展している。



I 障害者雇用の現状について

7 県内企業における障害者雇用状況（6・1「障害者雇用状況報告」結果より）

各年6月1日現在、規模43.5人以上の民間企業対象

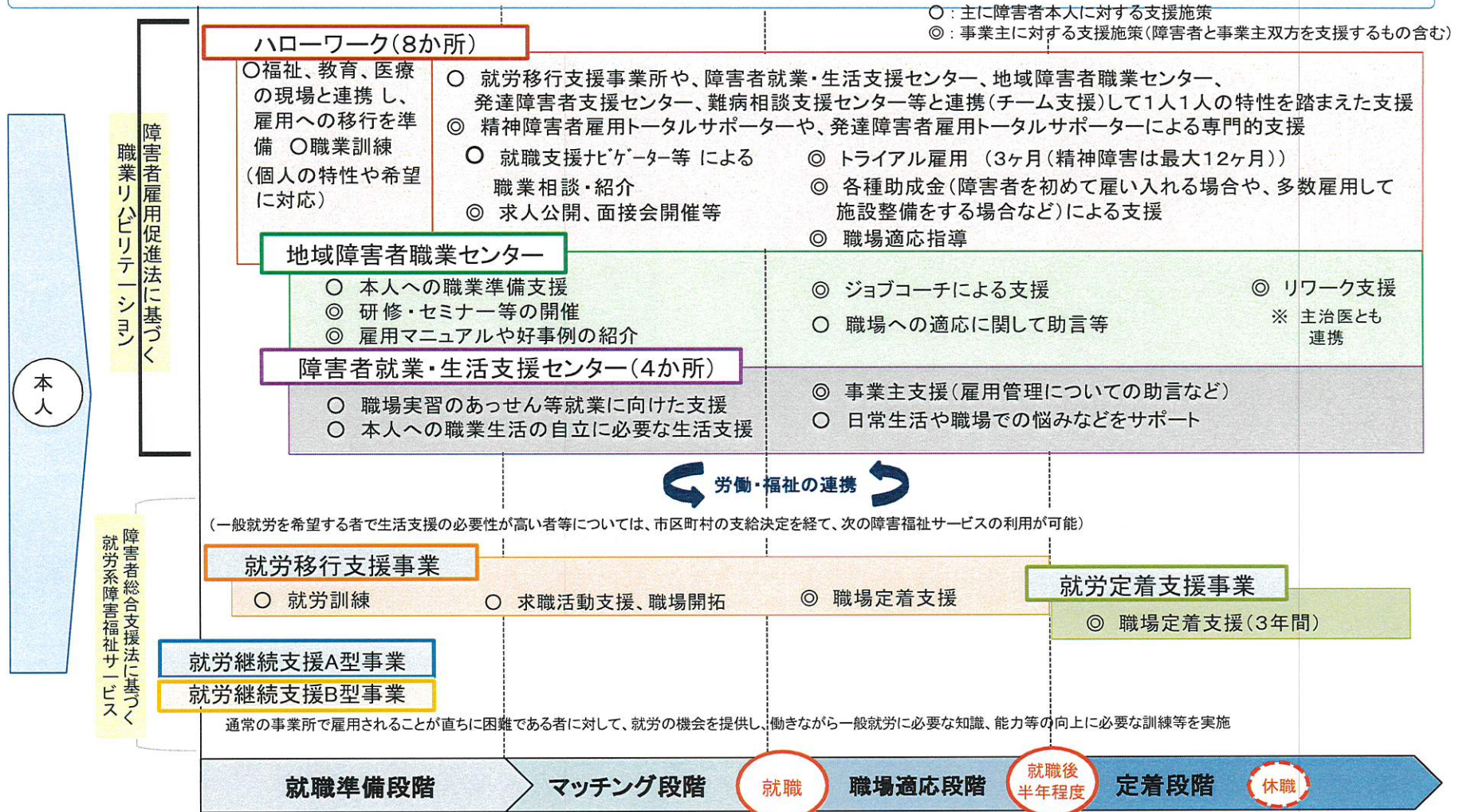
	令和 4年	令和 5年	対前年比 (%)
対象企業数	974	973	▲0.1
基礎労働者数(人)	142,727.0	142,495.0	▲0.2
雇用障害者数(人)	3,106.5	3,296.0	6.1
うち身体障害者	1,975.5	1,989.5	0.7
うち身体障害者	779.0	817.5	4.9
うち精神障害者	352.0	489.0	38.9

* R5～短時間労働者を1人とカウント

Ⅲ 障害者雇用のための施策について

障害者雇用の促進に向けた支援策の主な流れ(全体像)

障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーションと障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスとの連携が中心となり、障害者雇用の促進に向け、**地域における一貫した障害者の就労支援**を実施。

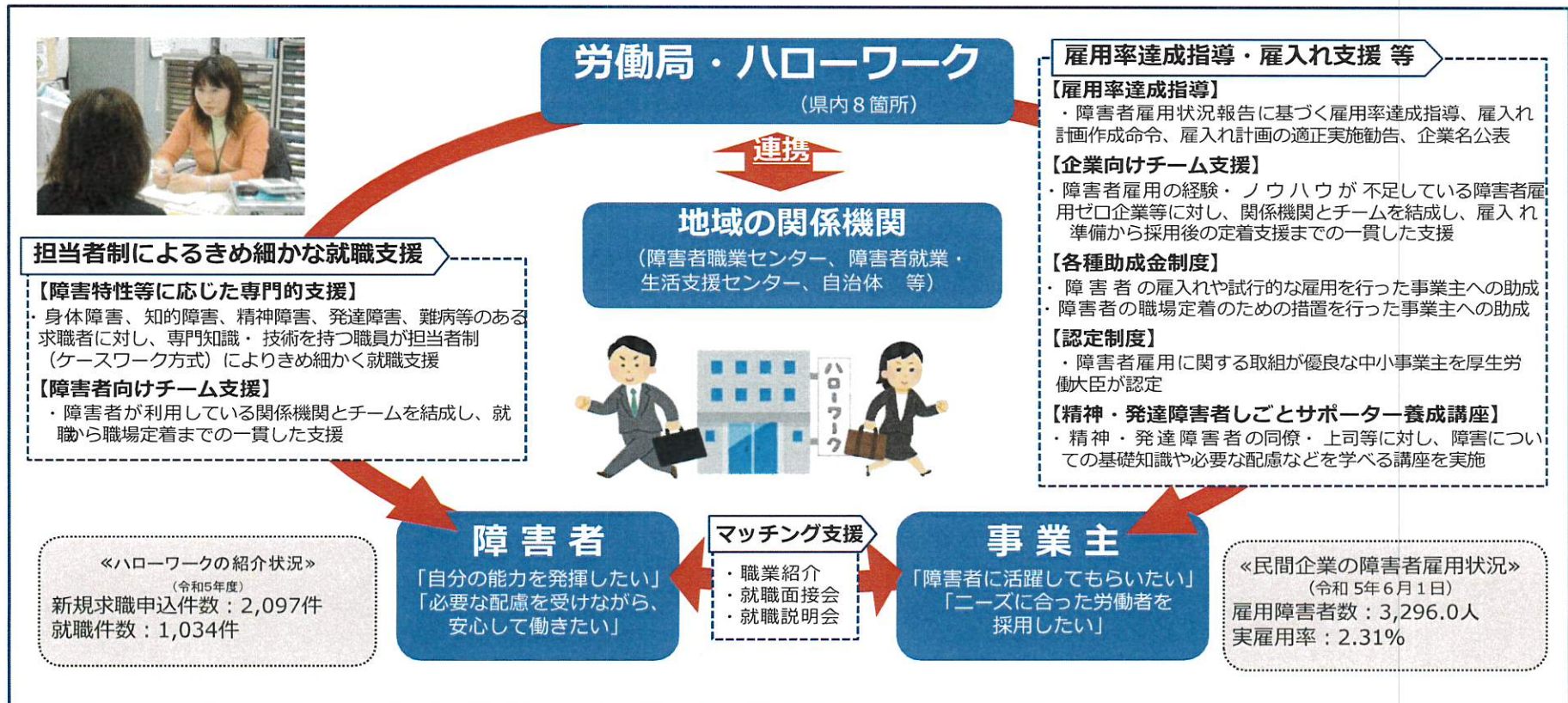


※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関(医療機関、自治体、保健所や民間団体の就労支援機関等)と連携し、就労支援を実施

Ⅲ 障害者雇用のための施策について

ハローワークにおける障害者雇用の促進

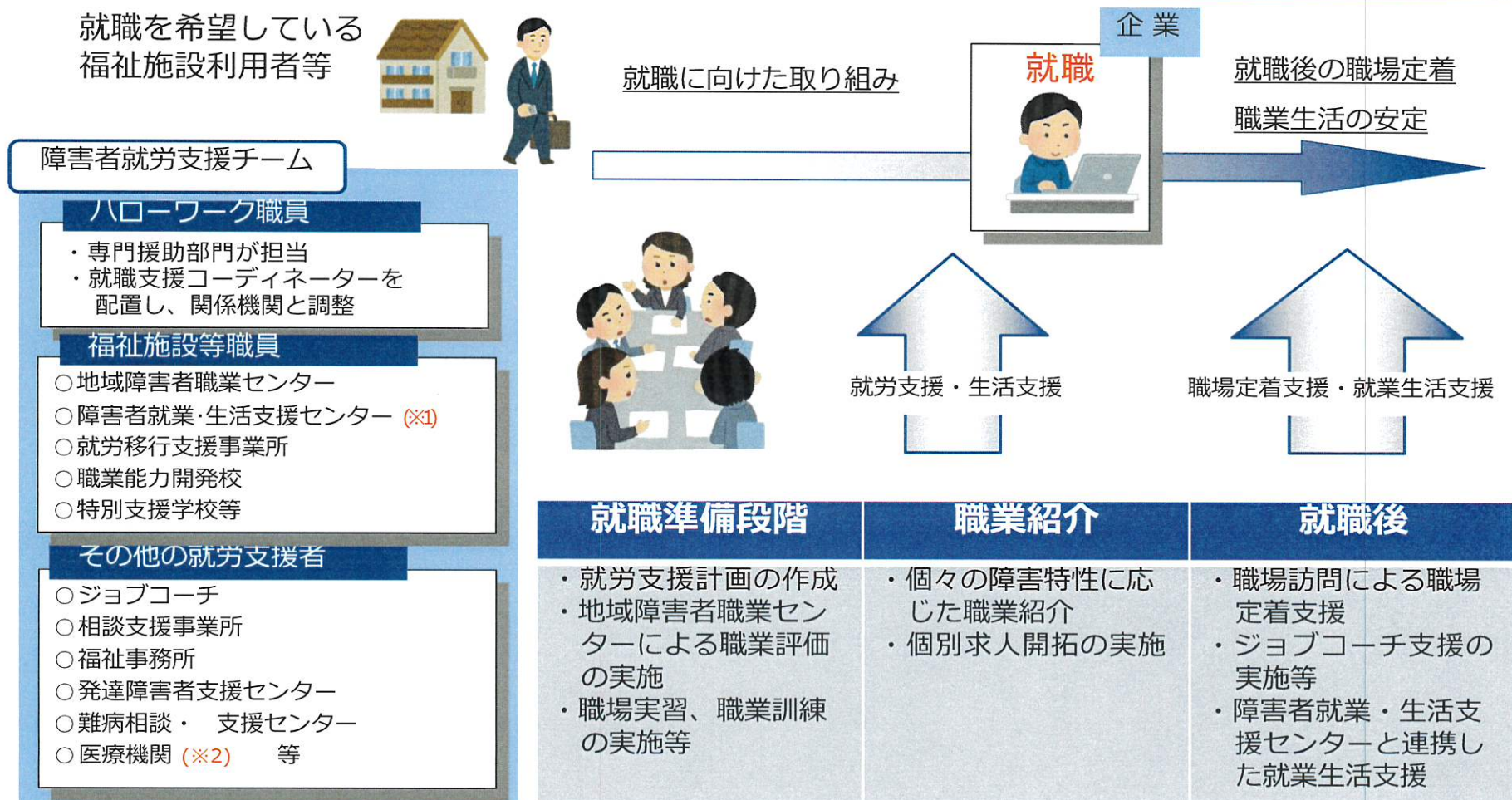
- ハローワークは、障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーション機関として、障害者に対する専門的な職業相談・職業紹介や、就職後の定着支援等を行っている。
- また、事業主に対しては、障害者雇用状況報告に基づく雇用率達成指導を行うとともに、各種助成金制度も活用しながら、雇入れに向けた支援や、継続雇用の支援等を行っている。
- いずれにおいても、地域の関係機関と連携し、必要に応じて支援チームを結成して取り組んでいる。



Ⅲ 障害者雇用のための施策について

「障害者向けチーム支援」の実施

福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員と福祉施設等の職員、その他の就労支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）



(※1) 可能な限り、障害者就業・生活支援センターがチームに参加し、生活面の支援を継続的に実施。

(※2) 支援対象者が医療機関を利用している場合は、医療機関に対してチームへの参加を積極的に依頼。

○雇用保険二事業に基づく障害者雇用関係助成金

雇い入れた事業主に対して、経済的負担の軽減などのための助成を行うもの。
受給要件や申請期間についての詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

〈主な助成金〉

- ・トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)
就職が困難な障害者を、ハローワークなどの紹介により、一定期間試行雇用する事業主に助成
- ・特定求職者雇用開発助成金
障害者などの就職困難者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に助成

★障害者の雇用で企業が期待できること ～社会貢献ではなく経営戦略としての認識～



【共生社会の実現】障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」を作っていく必要があります。

【労働力の確保】例えば、障害者の特性を「強み」として捉え活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

【生産性の向上】障害者とその力を発揮できるよう職場環境の改善やコミュニケーションの活性化が図られることで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられ、企業全体の生産性向上、マネジメント力の強化にも結びつきます。

Ⅲ 障害者雇用のための施策について

障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度（もにす認定制度）について

- 中小事業主については、法定雇用義務が課されているにもかかわらず依然として障害者を全く雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が多い等、障害者雇用の取組が停滞している状況にある。
- このため、従来の制度的枠組みに加え、個々の中小事業主における障害者雇用の進展に対する社会的な関心を喚起し、障害者雇用に対する経営者の理解を促進するとともに、積極的な取組を進めている事業主が社会的なメリットを受けられることができるよう、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度を創設した。（令和2年4月1日施行）
- 企業と障害者が明るい未来や社会に向けて進んでいくことを期待し、「**もにす**」という想いを込めて、愛称が「もにす」と名付けられた。
- **県内の認定企業は 3社** 全国で419社（令和6年3月31日末現在）

<認定のメリット>

- 自社の商品、広告等への認定マークの使用
- 求人票へのマークの表示
- 認定マークの使用によるダイバーシティ・働き方改革等の広報効果
- 障害のない者も含む採用・人材確保の円滑化
- 好事例の相互参照・横展開
- 地方公共団体の公共調達等における加点の促進 等

<認定基準の項目>

- 雇用不足数が0であって、障害者を1人以上雇用し、障害者雇用促進法及び同法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がない事業主のうち、以下の評価項目ごとに加点方式で採点し、一定以上の得点のある事業主を認定する。

大項目	中項目	小項目
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面、②人材面
	仕事づくり	③事業創出、④職務選定・創出、⑤障害者就労施設等への発注
	(障害特性に配慮した) 環境づくり	⑥職務環境、⑦募集・採用、⑧働き方、⑨キャリア形成、⑩その他の雇用管理
成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況、⑫定着状況
	質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント、⑭キャリア形成
情報開示 (ディスクロージャー)	取組 (アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり
	成果 (アウトカム)	⑯数的側面、⑰質的側面

注) ①～⑰の評価項目のうちの2項目までについて、連携先の就労支援機関等が、認定基準に該当する旨
 (①～⑩又は⑮～⑰については「優良」(1点)、⑪～⑭については「良」(2点)) を定性的又は定量的に証することを可能とする。

「もにす」認定事業所

- ◆認定第1号 株式会社 **リプライ** (寒河江市) 2021.3
- ◆認定第2号 医療法人社団 **みつわ会** (鶴岡市) 2023.11
- ◆認定第3号 社会福祉法人 **光風会** (酒田市) 2024.2



ご清聴ありがとうございました。

【統計資料：厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課、山形労働局職業安定部】